

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

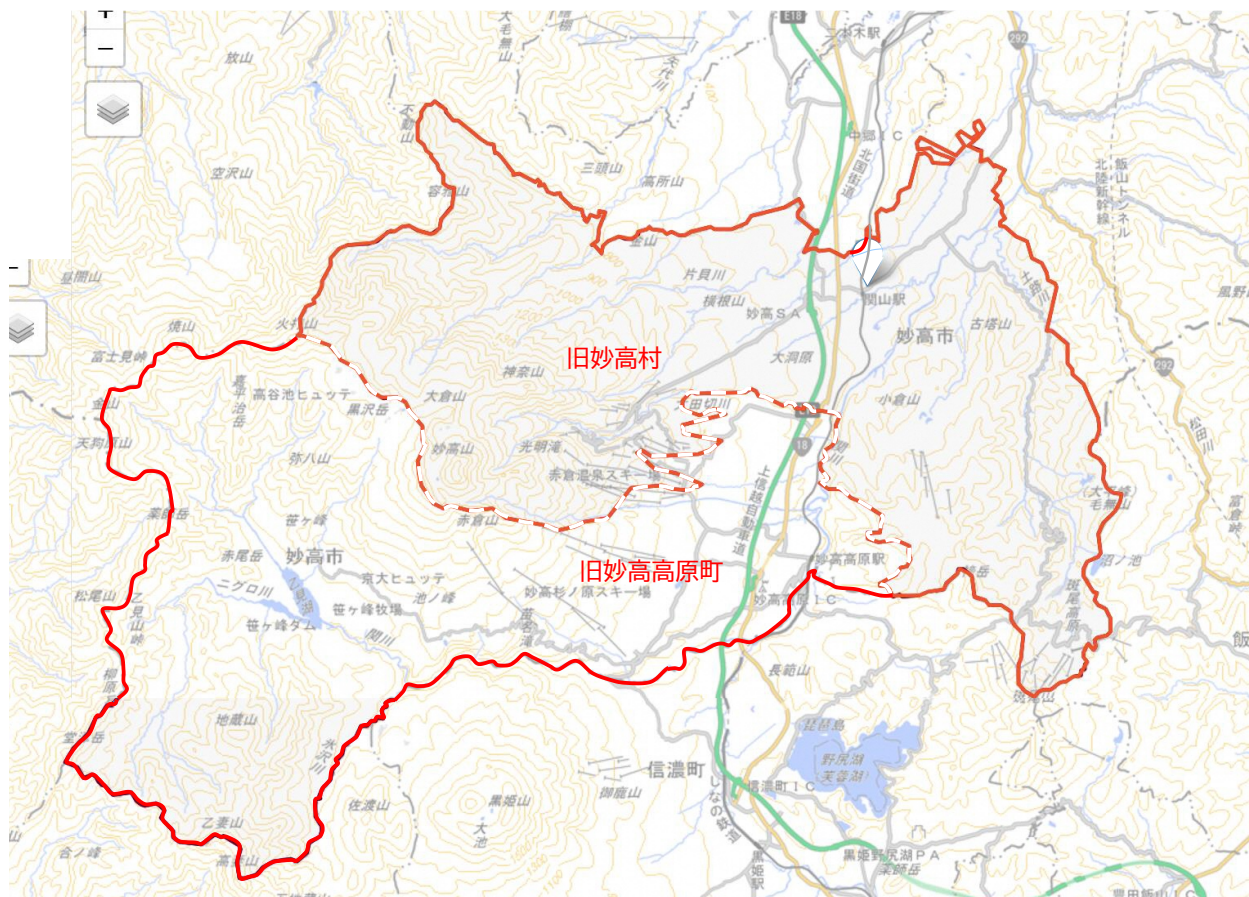
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

妙高市は、長野県と接する新潟県の南西部に位置し、新潟県側は上越市、糸魚川市の2市と、長野県側は北信濃地域である信濃町、長野市（旧戸隠村）、飯山市、小谷村の4市町村と接している。居住エリアは標高300m～1000mの山間地で、国内有数の豪雪地帯である。平成17年（2005年）4月1日に旧新井市、旧妙高村、旧妙高高原町の3市町村が合併して誕生した。

当商工会地域は旧妙高高原町（128.57km²）および旧妙高村（140.78km²）の区域であり、面積は269.35km²。北側を除く三方を山で囲まれており、一級河川の関川が流れている。

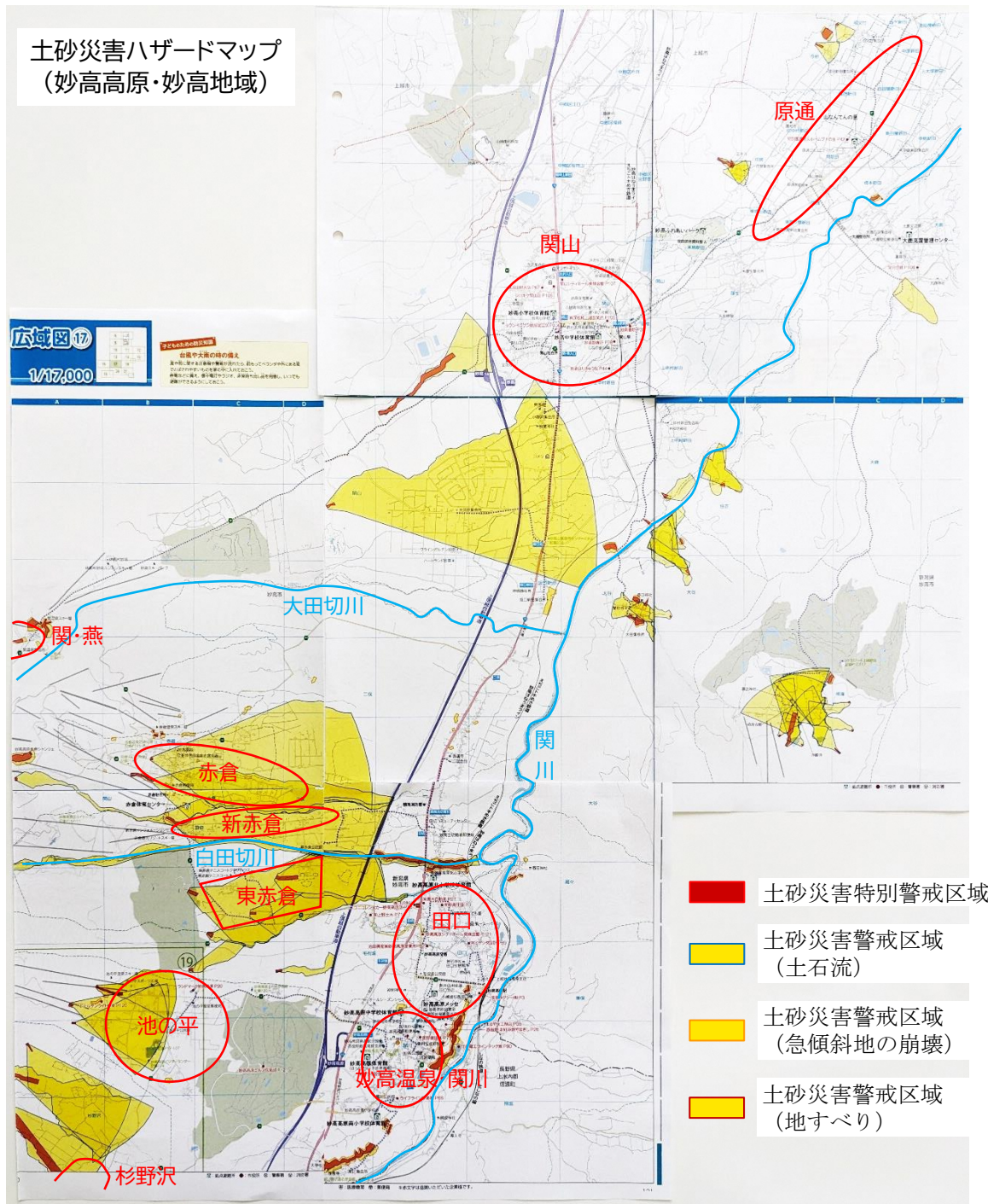


(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当商工会地域では当市と糸魚川市の境にある標高2,400mの焼山を源流とする一級河川の関川が南から東側を流れており、大田切川、白田切川などが合流している。当市のハザードマップによると、洪水による浸水が想定される区域はないが、西側の妙高山麓の区域（赤倉、新赤倉、池の平、杉野沢地区）が広く土砂災害警戒区域（土石流）に指定されており、急傾斜地や白田切川沿いなどは土砂災害特別警戒区域に指定されている。

なお白田切川では、昭和53年5月18日に上流部の赤倉山山腹で大量の融雪水による大規模な土砂崩壊が発生したことで大規模土石流が発生し、新赤倉地区の宿泊事業者の一部が被災した。

土砂災害ハザードマップ
(妙高高原・妙高地域)



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は6.2%～7.9%となっている。なお当地域においては活断層の存在は確認されていない。

(その他)

当地域は県内でも有数の豪雪地帯であり、令和3年12月～令和4年3月期における最大積雪深が386cmとなるなど、積雪が300cmを超えることが珍しくない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 539 者
- ・小規模事業者数 499 者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	72	67	地域内に広く分布
製造業	19	13	地域内に広く分布
卸小売業	83	72	地域内に広く分布
飲食・宿泊業	251	244	地域内に広く分布
サービス業	91	83	地域内に広く分布
その他	23	20	地域内に広く分布
合計	539	499	

(商工会基幹システム企業カウントより)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

○防災対策

- ・妙高市国土強靱化地域計画、妙高市地域防災計画の策定
- ・総合防災訓練・避難所開設訓練の実施
- ・妙高市洪水ハザードマップの作成
- ・妙高市防止と暮らしのガイドの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結
- ・防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、市公式LINE等のSNS等による防災情報発信手段の充実

○感染症対策

- ・妙高市感染症対応マニュアル・妙高市防疫マニュアルの作成
- ・県との状況共有・連携
- ・防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、市公式LINE等のSNS等による感染症対策・感染症情報の周知啓発の充実
- ・ワクチン接種等の実施

2) 当会の取組

- ・事業者BCPおよび事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・妙高市商工会危機管理マニュアルの策定
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

- ・平時および緊急時の危機管理対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当会の職員等への危機管理マニュアルの運用方法の周知徹底が必要。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者

を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援を行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成26年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 平成26年に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミ

ナーや損害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・妙高市と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度5強以上の地震等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、妙高市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

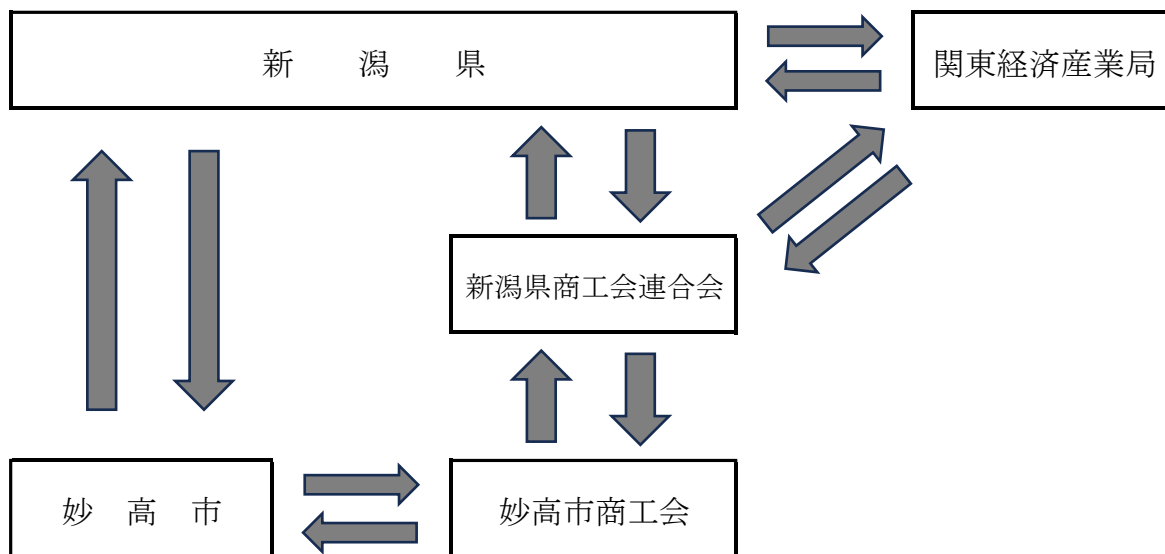
発災後～数日間	1日に最低1回共有する
数日後～1ヶ月	必要に応じて適宜共有する
1ヶ月以降	状況を勘案しながら適宜共有する

- ・当市で取りまとめた「妙高市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、妙高市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、妙高市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

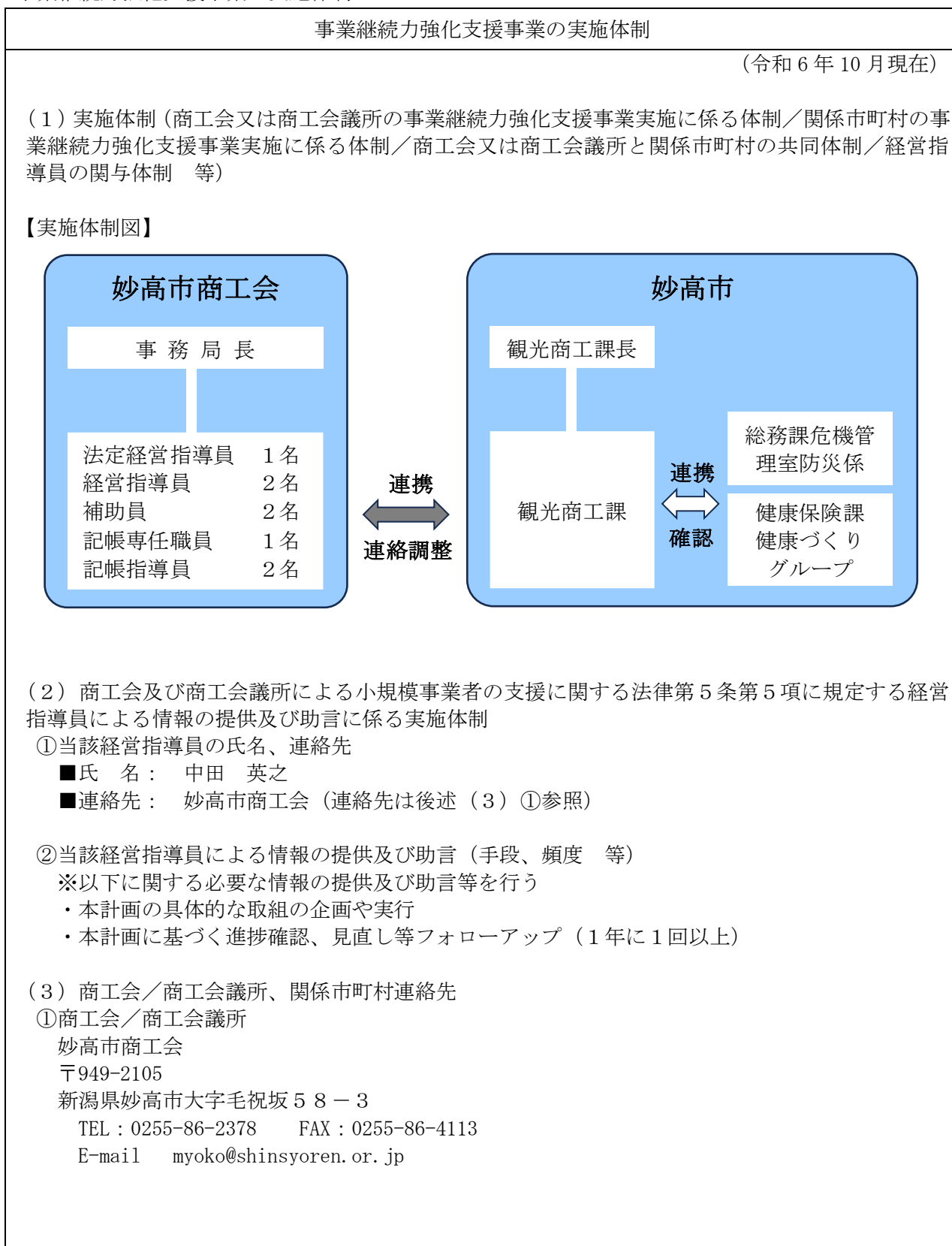
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

妙高市 観光商工課

〒944-8686

新潟県妙高市栄町5番1号

TEL : 0255-72-5111 FAX : 0255-73-8206

E-mail kankoshoko@city.myoko.niigata.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災、感染症対策費	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、妙高市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし